

## 令和元年度事業報告（兼事業報告の明細書）

### 1. 会員数

1. 正会員： 令和2年3月31日現在 37会員
2. 賛助会員： 令和2年3月31日現在 43会員  
令和元年9月1日 一般社団法人ドローン操縦士協会 賛助会員入会

### 2. 理事会・総会関係

#### (1) 第167回理事会

令和元年5月23日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり議決された。

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告承認に関する件    |
| 第2号議案 | 平成30年度財務諸表承認に関する件    |
| 第3号議案 | 公益目的支出計画実施報告書承認に関する件 |
| その他   |                      |

#### (2) 第117回総会

令和元年6月13日 於 都市センターホテル 会議室

次の議案を付議し、原案どおり議決された。

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告に関する件       |
| 第2号議案 | 平成30年度財務諸表承認に関する件     |
| 第3号議案 | 令和元年度会費の分担及び徴収方法に関する件 |
| 第4号議案 | 令和元年度役員報酬の総額に関する件     |
| 第5号議案 | 役員の変更に関する件            |
| その他   |                       |

#### (3) 第168回理事会

令和元年6月13日 於 都市センターホテル 会議室

次の議案を付議し、原案どおり議決された。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 会長及び常務理事の選定に関する件 |
|-------|------------------|

#### (4) 第169回理事会

令和2年3月19日 於 都道府県会館 会議室

次の議案を付議し、原案どおり議決された。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 令和2年度事業計画決定に関する件 |
| 第2号議案 | 令和2年度収支予算決定に関する件 |
| その他   |                  |

### 3. 令和元年度事業報告

農林水産業における航空機等（有人ヘリコプター及び産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター式小型無人機（以下、「マルチローター」という））の利用（薬剤、肥料、種子の散布等に利用する事業）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もってわが国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的とし次の事業を実施した。

#### (1) 農林水産航空事業にかかる技術の研究・開発事業

農林水産業において航空機等を安全かつ効率的に利用することにより、生産コストの低減並びに生産の安定に寄与することを目的として、散布資機材等の適切な使用方法及び散布技術等について科学的知見を踏まえた研究開発を行った。

##### 1) 資機材等の研究開発

新分野、新技術の研究開発及び開発された技術の事業現場における安全性、効率性等の調査研究の推進並びに成果の普及に努めた。

- ① 病虫害防除等の新利用分野、散布技術に関すること
- ② 病虫害防除等の農業資材の効果や安全性の確保に関すること
- ③ 病虫害防除等の散布実施者の安全性の確保に関すること
- ④ 病虫害防除等の実施周辺環境の安全性の確保に関すること
- ⑤ その他、農林水産航空技術の改善・改良に関すること

令和元年度においては、とくに以下の試験等項目について重点的に行った。

- ① 水稲後期雑草防除に係る検討
- ② 航空機等による散布方法の有効性に関する検証
- ③ 農薬製剤、散布方法及び安全性に関する情報収集と検討
- ④ 産業用無人航空機の利用拡大に係る新規事業の調査

##### 2) 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業

国の補助事業により、機体、散布装置の構造が異なる数種のマルチローターを用いて、果樹等の病虫害防除における自動操縦システムの効率性、正確性、安全性の検討を行った。

この結果に基づき、果樹等を対象とした散布における自動操縦の利用を推進する上での留意点、改良点に関する提言を取りまとめた。

#### (2) 農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成事業

農業労働力の減少と高齢化に伴い、安定的な農業生産に寄与し、病虫害防除作業等の労力の軽減を図る有効な手段である航空機等の利用が安全かつ適切に行われるよう、地域の空中散布等実施団体、国・地方公共団体等と協力し、空中散布等に係る情報の収集・提供を行い、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与した。

##### 1) 情報収集、提供

地域の航空防除実施団体及び無人ヘリコプター協議会、その他の関係機関が開催する研修会・検討会等に参加し、空中散布等に関連する情報の収集に努めるとともに、当該事業をより安全に効率よく推進するために必要な事項について、関係機関等との協力のもとに情報の提供、並びに安全講習会等への講師派遣等を行い、安全対策の推進に努めた。

また、事業の円滑な推進のため、実施団体から産業用無人航空機利用における問題点とその対応並びに要望事項について情報収集を行なった。

## 2) 地域実施体制の整備

地域の空中散布等実施団体が開催する1)の事業、さらに農薬の安全啓蒙、航空機等の安全運航・飛行等の啓発のための研修会・検討会、及び事業計画の策定に資するための情報提供等の支援を行った。

## 3) 国等が行う事業への連携・協力

農林水産省主催の植物防疫関係会議に参加し、情報の提供を行った。

## (3) 農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定事業

空中散布等による病虫害防除作業等が安全かつ適切に行われるよう、使用される農薬の技術情報をホームページに掲載して安全使用の啓発を行うとともに、安全対策推進のための資料・リーフレット等を作成し、空中散布等実施団体、行政機関等に配布するとともに、周辺住民等への安全対策の徹底や安全運航・飛行、農薬等に係る危被害防止について、実施団体と協力して啓蒙を行った。

また、安全かつ適切な病虫害防除等の事業実施の確保を図るため、当該事業に従事する操縦士(有人ヘリコプター)、オペレーター(産業用無人航空機)等の安全運航・飛行や農薬の適正使用等の研修及び技能認定を行うとともに、当該事業に使用する機体及び散布装置の性能確認、認定を行った。

### 1) 安全対策の推進普及・啓蒙

① 安全対策推進のため以下の資料等を作成し、関係者に配付した。また、道県協議会等の実施団体が行う危被害防止対策、公共機関・住民への周知のための取組に対して、支援を行った。

ア. 農林航空事業実施者のための安全対策の手引き

イ. 航空防除用農薬要覧

ウ. 産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための安全対策マニュアル

エ. 産業用無人ヘリコプターナビゲーターマニュアル

オ. 産業用無人ヘリコプター利用ハンドブック

カ. 産業用マルチローター安全対策マニュアル(オペレーター・ナビゲーター)

キ. 産業用マルチローター利用ハンドブック

② 無人航空機による病虫害防除に使用される農薬についての最新の農薬登録情報、

安全対策の推進に係る資料等を「産業用無人航空機用農薬」サイトに掲載し、広く国民一般に公表し、病虫害防除等事業の安全対策及び農薬の安全使用の普及・啓発を行った。

## 2) 教育研修・認定、機材検定

空中散布等による病虫害防除等事業に従事する操縦士、オペレーター等の研修・認定等を行うとともに、防除等に必要な機体、散布装置等の性能確認・認定等を行った。

### ① 機体操作要員の技能研修と認定

#### ア. 有人ヘリコプターの操縦士、整備士等の技術確認と認定

有人ヘリコプターによる病虫害防除事業に従事する操縦士・整備士等を対象に教育研修し、技術確認・認定を行った。

#### イ. 無人ヘリコプターオペレーターの技能研修と認定

無人ヘリコプターによる病虫害防除等事業に従事するオペレーターを養成するために、教習施設において教習を適切に修了した者に対して認定を行った。

また、オペレーターや教官の資質向上等を図るため、各種研修を行った。

#### ウ. マルチローターオペレーターの技能研修と認定

マルチローターによる病虫害防除等事業に従事するオペレーターを養成するために、教習施設において教習を適切に修了した者に対して認定を行った。

#### エ. 無人ヘリコプター教習施設の指定

無人ヘリコプターを安全かつ適正に操縦するオペレーターの養成を行うために、産業用無人ヘリコプター教習施設指定基準を定め、教習施設の指定、指導を行った。

#### オ. マルチローター教習施設の指定

マルチローターを安全かつ適正に操縦するオペレーターの養成を行うために、産業用マルチローター教習施設指定基準を定め、教習施設の指定、指導を行った。

なお、農水協が定める「産業用マルチローター教習施設指定基準」を満たした指定教習施設は、農水協管理下の教習施設として順次、農水協のホームページに掲載され、原則、指定日より1年以上経過すると国土交通省航空局ホームページ掲載の「講習団体」となる。

### ② 機体・散布装置等の検定

有人ヘリコプター及び産業用無人航空機による病虫害防除等事業に使用される機材（機体・散布装置）について、専門家による委員会において性能確認並びに検定を行った。

#### ア. 有人ヘリコプターの散布装置の認定・管理

#### イ. 無人ヘリコプターの機体及び散布装置の認定・管理

#### ウ. マルチローターの機体及び散布装置の認定・管理

エ. 無人ヘリコプター整備事業所の認定

オ. マルチローター整備事業所の認定

(4) 農林水産航空事業にかかる試験・調査事業

農薬登録に必要な効果・薬害、残留試験等を行い、専門家による評価等を行った。  
資機材の調査では農薬の物理性等の基礎調査を行った。

(5) 農林水産航空事業にかかる産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会並びに技術研修会

安全飛行の啓発、効率かつ安全な作業の向上を図るため、全国レベルの産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会を開催し、優秀者の表彰を行った。

併せて、当該大会に全国から多数の関係者が集まることから、技術研修会を行い安全対策を図った。

(6) 航空法に基づく許可・承認代行申請等

産業用無人航空機による空中散布等の実施のための国土交通大臣への飛行許可・承認の代行申請等を行った。

(7) その他

農林業、航空、農薬、機械及び公衆衛生学等の学識経験者等の専門家による「農林水産航空技術企画委員会」等を開催し、航空機等を安全かつ効率的に利用する事項について審議した。